

「舟三間堂棟由来」による総合芸術としての文楽の指導 — 義太夫節の扱いから文楽への転換 —

On teaching “BUNRAKU” as synthetic art

嶋 田 由 美

Yumi SHIMADA

(和歌山大学教育学部)

2007年10月5日受理

1. はじめに

現行の「中学校学習指導要領 音楽」では、「目標」の一つに、「音楽に対する総合的な理解を深め、幅広く鑑賞する能力を高める。」ことが掲げられ、「鑑賞」の項目中には、「我が国の音楽及び世界の諸民族の音楽における楽器の音色や奏法と歌唱表現の特徴から音楽の多様性を理解して聴くこと。」と同時に、「音楽をその背景となる文化・歴史や他の芸術とのかかわりなどから、総合的に理解して聴くこと。」と、指導すべき事項が示されている¹⁾。しかし、間もなく学習指導要領の改訂の時期を迎えようとしても、教育現場でこうした「学習指導要領」で示された事項を、対象とする子どもの意欲や関心に鑑みながら、各自の創意工夫を以て実践し得る教員はそれほど多くはない見受けられる。実際に、中学校の音楽指導の場において、上記の「学習指導要領」に盛られた内容がどのような形で実践されているかということになると、現行二社の教科書の「文楽」「歌舞伎」「雅楽」「能」「郷土の芸能」(教育芸術社)、「雅楽」「日本の民謡と芸能」「歌舞伎」(教育出版社)等の項目名に沿って、そこに掲載されている教材を扱うというのが殆どであろう。そして、これらの中でも、教科書掲載の「雅楽」教材である「越天樂」を鑑賞、もしくは教育用楽器等で演奏すること、そして「歌舞伎」から「勧進帳」の一場面を視聴覚教材によって鑑賞するという授業が代表的な形態であるように見受けられる。しかし、これでは「学習指導要領」で求められている「幅広く鑑賞する能力」を培うためには決して十分とは言えない。

勿論、中には自分が研鑽を積み、「能」、「狂言」、「民謡」、「雅楽」等などの独自の教材を開発して、実践成果を挙げている教師も多数いることは事実である。しかし、その成果が、従来の教員養成を経てきた他の多くの教師が実践に採り入れられる程には、教材としても、指導法としても一般化されていないことも否めないであろう。

そして、何より問題なのは、これから教員を目指す教員養成系大学に在籍する学生の、「我が国の音楽」や

伝統的な芸術に対する理解や鑑賞経験は勿論のこと、興味や関心が殆ど乏しいことである。

筆者が担当する「初等音楽科教育法」や「中等音楽科教育法」の講義の初回時には必ず、自らの音楽経験を問うているが、学生からの答えは、これらの日本の音楽や芸能に対する若い世代の鑑賞体験が少なく、意識も低いことを如実に物語っている。

もう少し身近な存在としてこれらに接し、そこから日本の伝統芸能の世界へ入っていくきっかけを作ることが教員養成系大学における急務のように思われる。こうした思いから、毎年、様々な形態の講義や演習を心掛けて来たが、特に近年、これらの諸芸能の中でも学生の関心が「文楽」に向けられやすいように感じられるようになってきた。加えて、筆者が前記科目を担当する大学は関西圏にあり、他の地方に比べて「文楽」を鑑賞する機会に恵まれた地域である。2003(平成15)年11月には、「人形淨瑠璃文楽」(通称:文楽)が、世界無形遺産に認定されたことでもあり、関西圏で学ぶ学生には、この伝統芸能への理解を深め、将来、教育者となった時には、文化の伝承の一翼を担う役目があるのではないであろうか。そのためには、先ず、学生の伝統芸能に関する興味や関心を喚起させるところから授業を開始し、長い期間の研鑽を経ずとも、これらを教材として扱える方法を提示することが必要であろう。本報告は、このような問題意識から発した本学での音楽科教育法の授業における、「文楽」を扱った授業の試みを検証し、総合的な芸術として「文楽」を教育現場に提案するための方法を見出そうとするものである。なお、本報告では、教科書表記にならって「人形淨瑠璃」ではなく、「文楽」という表記を用いる。また授業自体も「人形淨瑠璃」の説明がされた後で、「文楽」という用語を用いて行われたことを付記しておく。

2. 鑑賞共通教材・義太夫節「木遣の段」の指導を巡って

1969(昭和44)年改訂の「中学校学習指導要領」の中では、文楽の演目である「舟三間堂棟由来」の中から、一部、義太夫節「木遣の段」が抜き出され、第3学年

用の鑑賞の共通教材として提示された。この改訂時には大幅に日本の音楽の扱いが増え、「文化遺産の継承」²⁾の意義は認められながらも、「音楽の教師にとってはまことに大きな問題がのしかかってきたという感じをいだかせるものであろうと考える。」³⁾というように、教育現場の困惑を危惧する声も公にされるようなものであった。この時点での「木遣の段」の共通教材化は、この学年の「目標」の一つである「郷土の音楽やわが国および諸外国の民謡、民族音楽の特色を味わわせるとともに、日本の音楽の動向に関心をもたせる。」⁴⁾という点、そして、鑑賞教材の選択にあたっての留意点である「わが国や諸外国の古典から現代にわたる楽曲のうち、平易で親しみのもてる芸術的なものとすること。」⁵⁾という点などが考慮され選択されたものと思われる。しかし、これはあくまで義太夫節としての扱いであり、この指導にあたっては、義太夫節による「人物表現、義太夫三味線の音色と効果、ことばと地合いと節との関係」⁶⁾に焦点を当てて指導されることが求められていた。従って、この指導時には、この場面を含む演目全体の物語性は、義太夫節を理解する上での背景として教授され、この場面の中における声の表現の多様性に関する理解を深めさせることが重要であった。つまり、総合的な芸術としての文楽の演目を鑑賞するのではなく、あくまで義太夫節の鑑賞であった。そこには、音楽科の内容自体に、現在ほどには総合的な芸術という枠組みの考え方が採り入れられていなかつたこと、そして何よりも鑑賞指導用の教材資料が充実していなかつたことが大きな背景としてあつたと考えられる。

この改訂を受けてレコード会社各社は、中学校の日本音楽に関する鑑賞用レコードの制作を急ぎ、改訂翌年の1970(昭和45)年7月号の『教育音楽 中学校版』には、各社のレコード制作の意図が掲載されるに至った⁷⁾。その記事を見ると、いかに各社が内容の精選と編成に苦慮したかが窺われる。そして、これらを聴取した教師の中からは、

日本人のものつ情緒的なもの、感覚的なもの、心の中で捉え、あたためていたものを美化し、燃焼させ昇華させたこれらの音楽を人間であるために持つ歓びや哀しみが、深遠なものとして、あるいは禅的なものとして受け止めさせる丈の素地を植えつけ、感動させ、日本人なるが故に知ることのできる「民族のふるさと」としての日本音楽の良さ、美しさを呼び起こせることができれば良いのではなかろうか⁸⁾という語調で、日本音楽の指導に対する情熱を語る者も現われていた。

しかし、一方で、殆ど子どもに馴染みのなかった音楽を、声と楽器の表現に焦点化して聴覚からのみ鑑賞することに関しては、指導への不安があったようであり、当初から、

このレコードの利用に当っては、楽器については「語り入り」の説明がついているので、幻燈で写真を見せるか、楽器図を見せるかしながら聞かせると、楽器と音色と結びついてよく覚えることができる。⁹⁾という教師の声が聞かれていた。

そして、実際にこの「学習指導要領」が施行され、共通教材「木遣の段」の教授が開始されると、このように指導用の視覚的な教材を望む声は一層、高まってきた。その声は例えば、

日本の伝統音楽の指導において、資料を如何に集め、活用するかが指導の中心となると考える。

○16ミリフィルムによる「日本の伝統音楽」

○スライド「日本の伝統音楽 I・II」

○義太夫・三十三間堂平太郎の段 けい古本

<以下省略>¹⁰⁾

或いは、

実際の授業の中では「木遣り音頭」やその他の楽譜をプリントして配布したり、実際に人形や、太夫(語りおよび三味線)の上演しているところの写真などを多く揃えて、〈中略〉できるだけ視覚にも訴えながら進めていくこと¹¹⁾

などのようなものであった。ここには、単に「木遣の段」を耳から聴取させるだけではなく、視覚教材も活用した指導が必要であるという、実際の教授経験から出て来た教師の率直な意見が見られる。つまり、義太夫節「木遣の段」の三味線と声の表現に焦点を当てた指導は、当時の中学生にとっても、難しいものであり、教師は何らかの指導の手立てを視覚教材に求めていたということであろう。そして、後者の意見にも見られるように、義太夫節を「文楽」という形態の中で鑑賞させ、そこで語りと三味線が如何に、「文楽」にとって音楽的に重要な役割を果たしているかを鑑賞させたいと願う教師も出てきていたようである。

勿論、時代的な問題から視聴覚教材資料の面では、現在とは比較にならないほどの大きな制約があったことにもよるが、義太夫節に絞った鑑賞の在り方は、中学校の音楽教育にとっては妥当ではないと考えられたのであろうか、この義太夫節「木遣の段」の教材は次の「学習指導要領」改訂時には、鑑賞の共通教材から除外されることとなつた。

3. 総合芸術としての「文楽 丂三間堂棟由来」の鑑賞へ

前項で検討したような義太夫節教材の指導の変遷に鑑み、また、現行の「学習指導要領」で示された「音楽をその背景となる文化・歴史や他の芸術とのかかわりなどから、総合的に理解して聴くこと。」という観点から、教員養成における「音楽科教育法」の中で、文楽そのものを鑑賞させることによって、そこでの義太夫節の位置づけと表現の多様性を知るという授業展開を考えた。勿論、現在でもこの「木遣の段」を声の表

現に着目して指導し、成果を挙げている授業実践事例も幾つか見られる¹²⁾。しかし、教員養成系大学、中でも、音楽を専門とはしない学生が大半の小学校教員養成のための「音楽科教育法」では、授業時数や受講生側の音楽経験等の問題から、ひとまず、総合芸術としての文楽の面白さと価値に気づかせ、「文化遺産の継承」の意義について考えさせるところから出発するのが先決であろうと考えた。現行の教育芸術社『中学生的音楽 2・3 上』¹³⁾の目次の「音楽学習MAP」でも、「文楽」は、「歌舞伎」と共に、「総合芸術」の領域に含められており、こうした総合芸術という視野に立った伝統芸能の指導の必要性は今後、ますます高まつてくると予測される。

本論で提案し検討する教材は、現行の教科書に教材として掲載されている「義経千本桜」から「渡海屋の段」ではなく、「卅三間堂棟由来」の「平太郎住家より木遣り音頭の段」である¹⁴⁾。「卅三間堂棟由来」を教材として選択したのは以下のような理由による。

- ①義太夫節「木遣りの段」が中学校の鑑賞共通教材であった時代には、入手が困難であった視覚教材が、「文部科学省学習指導要領準拠」資料として市販されており¹⁵⁾、収録されているこの段を使用することにより、教材収集の困難が軽減される。歌舞伎に比較して圧倒的に視聴覚媒体の数が少ない文楽にとって、この鑑賞用視覚教材の存在は大変意義がある。特に、教科書教材の補助資料として編集されているので、人名、「クドキ」などの用語の字幕があり、また時間的にも適度な省略が施されているので、授業時間内で扱えるという利点がある。
- ②ストーリーが比較的、簡単に子どもに理解され得る。日本の伝統芸能の中には入り組んだ人間関係を理解していないと、ストーリー全体が見渡せず、そのこと自体が伝統芸能の鑑賞を遠ざけている節が見受けられる。しかし、この「卅三間堂棟由来」は、子どものよく知っている昔話の「実は○○であった」というパターンを持つストーリーであり、きっかけを得られれば、昔話のパターンに則ってストーリーを想像しやすい。登場人物も、主人公とその家族に限られており、「緑丸」の存在も子どもに親近感を持って受け入れられる。また、人形の早変わりの技や「どんでん」などの舞台上のしきけもあり、短い中にも視覚的に文楽の面白い部分が凝縮されている。
- ③義太夫としても高い芸術性を持った部分である。この点はかつて共通教材に入れられていた時代から、評価されていた点であるが、「はんなりした中にも哀愁が漂う曲調」¹⁶⁾は、人形そのものの表情のみならず、人形遣いの表情とも相俟って、三業一躰の文楽の醍醐味を子どもたちにも感じさせられる部分であると考える。
- ④この「卅三間堂棟由来」は熊野を舞台とした演目で

あり、県下で教員となる者が多い本学の学生にとって、先ず教養として知り、その後、関心を持って授業実践に移していく題材であると考える。

4. 総合芸術として「卅三間堂棟由来」を鑑賞する授業実践

本項では、前項で明らかにしたような理由により教材として選んだ「卅三間堂棟由来」を、総合芸術として扱った授業実践について報告する。授業は以下のよう手順で進められた。なお、要した授業時数は90分授業1コマ分の約3分の2程度である。

- ①日本の伝統芸能に関する学生の知識や理解の予備調査を行う。「日本の伝統芸能について知っていることを書きなさい。」という問い合わせのワークシートに、自由に記述させると、歌舞伎、狂言、能、民謡、などのジャンル名と共に、箏、三味線、鼓などの楽器名を書く学生が多く見られる。
- ②代表的な伝統芸能の一つである「文楽」のある演目の一シーンを鑑賞することを伝え、1)どのようなストーリーだと思うか、2)この「文楽」を鑑賞して面白いと感じたこと、の二点について自由に記述させる。ただし、この一回目の鑑賞時には文楽の重要な要素である「音」を一切、流さず、映像だけを見せる。
- ③映像のみの鑑賞から各自が考えたストーリーを発表し合う。映像の最初の部分では登場人物の名前の字幕が出るので、その関係性や、衣装の色や文様、途中で降ってくる暗示的な柳の葉、主遣いの表情などを思い起こさせ、このストーリーを想像するように、言葉掛けを行う。
- ④映像だけに集中して鑑賞した時点での、人形の表情、しぐさ、主遣いの表情、舞台のしきけなどを中心に文楽の特徴に関して気づいた点を発表し合う。
- ⑤ある程度、ストーリーが共有されたところで、もう一度、今度は「音」もつけて鑑賞する。特に、一人の太夫が全ての登場人物や物語の進行などを声の使い分けで表現していること、三味線が伴奏音楽として以上の音楽的効果をもたらしていることなどに注意して「音」を聞くように、鑑賞にあたっての留意点を話す。また、最初の鑑賞で自身は気づかなかつたが仲間が発見したことなどに注意して鑑賞するよう促す。
- ⑥最初の鑑賞時には気づかなかった文楽全体の面白さ、特徴などについて発表し合う。
- ⑦本実践で使用した視聴覚教材についている映像資料「文楽とは・舞台について・太夫・三味線・人形」の部分を鑑賞し、三業一躰の文楽、総合芸術としての文楽への理解を深める。
- ⑧同じ題材を扱った絵本『おりゅうやなぎ』¹⁷⁾を教師が読み聞かせ、郷土に伝わる話の教材化について様々な方法があることを伝える¹⁸⁾。

5. 「卅三間堂棟由来」鑑賞の授業を通した学生の気づき

次に、授業終了後、受講生に、この授業例を通して感じたこと、考えたこと等を自由記述式で書かせたものの中から、この授業実践を検証し、総合芸術としての「文楽」の授業の意義を探る。

授業開始時に行った「日本の伝統芸能」についての知識や鑑賞体験の記述と、それに基づいた問い合わせに対する応答からは、「文楽」という用語は知っていても、大多数の学生の鑑賞経験が殆ど皆無に等しいことが分った。ごく一部に、学校の鑑賞教室として文樂を劇場で観劇した経験のある学生がいるが、その演目名は勿論のこと、ストーリーさえ記憶されていないのが実情である。また、「歌舞伎」や「能」と共に「文樂」もしばしばテレビ放映されているが、学生の多くは、これらの番組にも殆ど関心は示していない様子であった。

「文樂」という言葉に対して、総じて学生は当初、人形劇程度の認識しか持ち合わせていないようであった。それは学生の、「これまで文樂は歌舞伎の延長としか見ていなかった。わざわざ人形でやらなくても人間が演じれば早いのにという思いもあった。」(学生の記述のまま。以下同様。)という記述からも推察される。子ども向けの人形劇の一種と考えていた学生も多かったようである。

しかし、この授業を通して、ここでの人形のしぐさや表情が、子ども向けの人形劇という予想をはるかに越えて、あたかも人間そのもののように演じられていることに驚き、魅入っていく様子が記述からも窺われる。子ども向けの人形劇の一種という程度の学生の認識は、一気に覆され、「文樂」の芸術性を体感しているようであった。人形のしぐさや表情にまで注意深く鑑賞でき、「文樂」というものの芸術性に気づけたことの要因として、最初に、「音」を聞かずに、視覚的情報のみで鑑賞したことを挙げているのが特徴的であった。人形のしぐさや表情、そして人形遣い自身の動き、舞台面、しきけなどを頼りにストーリーを推測し、どのような場面かを考えながら、その場面での登場人物の感情が人形によってどのように表現されているのかを注意深く鑑賞しようとしていた証であると考えられる。そして、このように最初に登場人物の関係性や物語の展開に着目して鑑賞したことによって、ストーリーが理解できたことが、漠然と感じていた伝統芸能は難しいというような「文樂」への距離感を縮め、二回目の「音」を伴った鑑賞をより深いものにしたと感じているようであった。

一方、「文樂」の音楽的側面については、あえて最初の段階では「音」を聞かせずに行った鑑賞により、総合芸術としての「文樂」を深く理解することへ向けた学生の気づきもあったようである。

当初、学生は、伝統芸能の一つであることは知識と

して知っていても、「文樂」において音楽がいかに大きな意味を持っているかについては殆ど、理解はしていなかった。それは例えば、「私の中にある伝統芸能のイメージは国語の時間に学ぶものであり、西洋的音楽を学ぶ時間のものではないであろうという妙な先入観がずっとあったのです。小学校のときに『附子』を国語の時間に学んだのがその原因だと思うのですが…。」、或いは、「果たしてこれは『音楽』というジャンルに入るのだろうか、というのが、私の中の文樂に対して持っているイメージや知識であった。」という記述に如実に表わされている。そしてこれらの最初の考え方方が次第に、「(人形は三人がかりで呼吸を合わせなければならない、非常に繊細なものである。)その人形の演技に太夫の力強い節と音楽を担う三味線がかけ合わさって一つの芸術ができ上がると思うと何か圧倒される思いに駆られてしまった。」という意見に代表されるような感想に変化していく様子が見られた。

このような形態の鑑賞を通して、「文樂にとって〈中略〉太夫の語りと三味線が演奏する『義太夫節』がとても重要な役割である」ことが分ったという記述に、1970年代の義太夫節「木遣の段」の鑑賞では得られなかつた、「文樂」全体における義太夫節の役割への深い理解が学生の中に芽生え始めているのが窺える。

6. おわりに

最後に、あえて「音」を伏して視覚からのみ鑑賞されることから開始した「文樂」の鑑賞授業を学生の記述により振り返り、今後の実践のために考えるべき点を示しておきたい。

このような形態による文樂作品の提示は、最初から全体の鑑賞をさせるよりも、総合芸術としての「文樂」の在り方についての理解を深めることに繋がっているように思われる。「初等音楽科教育法」受講生には、この授業を通して、小学校教育の中にも伝統芸能の鑑賞を導入する一つの方法を提示できたのではないかと考える。

一方、音楽を主専攻とする「中等音楽科教育法」受講生には、ここでの気づきや理解を基盤として、発展的に、義太夫節そのものを扱った授業を構成する必要性を感じている。語り物音楽の典型である義太夫節が持っている特殊性、例えば、「詞(ことば)・節・地合」の語り分けや登場人物の感情表現の仕方などを理解させることは、他の伝統芸能への関心や興味を高めるためにも必要である。現行の「学習指導要領」では、「表現」に「曲種に応じた発声により、言葉の表現に気を付けて歌うこと。」¹⁹⁾と示されているが、義太夫節の鑑賞で得られたものは、教育現場での表現の指導にも活かすことのできるものであると考える。

また、学生の記述の中に、「(人形の)頭から足、指先まで動きがあった。ここには何かクラシックバレエと

共通するものがあるような気がした。」という意見も見られたが、バレエなどの他の総合芸術との関連性を持たせた指導方法を考える余地もある。さらには、文学、演劇、美術などの他の領域との関連性を図ることも考えなくてはならないであろう。

考察してきたように、総合芸術としての「文楽」の授業には大きな可能性があると考えるが、今後の課題として、如何に適切な教材を用意するかという問題が残されていることを指摘しておきたい。先述のように、「歌舞伎」や「能」とは異なり、「文楽」の映像資料は限られていることが、教材化を考える際の最大の難点である。「文楽」の中にも「歌舞伎」や「能」と同じ題材を持つものが多く、これらを比較鑑賞することによって、それぞれの伝統芸能の特徴を教えられるような教材も今後、開発して行くべきであろう。こうした教材開発のためにも、多くの「文楽」資料の収集が望まれる。

附記

本研究は科学研究費補助金による「戦後小中学校音楽科教科書教材の変遷に関する包括的研究」(課題番号: 19530811 研究代表者: 鳴田由美)の研究成果の一部を公表するものである。

註

- 1) 「第2学年及び第3学年 1目標及びB鑑賞(1)ウ・エ」『中学校学習指導要領』(1998(平成10)年12月)
- 2) 伊波久雄「鑑賞における改訂」『教育音楽 中学版』第13巻 第3号 1969(昭和44)年3月
- 3) 同上
- 4) 文部省「中学校学習指導要領」1969(昭和44)年5月 p.108
- 5) 同上 p.113
- 6) 同上 p.114
- 7) 「改訂学習指導要領に基づいた日本音楽鑑賞指導レコード」『教育音楽 中学版』第14巻第7号 1970(昭和45)年7月
- 8) 森谷壯司「改訂学習指導要領に基づいた日本音楽鑑賞指導レコード 高度な演奏」『教育音楽 中学版』第14巻第7号 1970(昭和45)年7月
- 9) 鎌 稲蔵「改訂学習指導要領に基づいた日本音楽鑑賞指導レコード 組織だった構成」『教育音楽 中学版』第14巻第7号 1970(昭和45)年7月
- 10) 真船 明「第三学年音楽科指導事例」『教育音楽 中学版』第23巻第6号 1979(昭和54)年6月
- 11) 谷内田和子「第三学年音楽科指導事例」『教育音楽 中学版』第21巻第8号 1977(昭和52)年8月
- 12) 例えば、和歌山大学教育学部附属小学校の江田 司教諭は、義太夫節の歌詞を聴き取ることを目的に小学6年生に、「卅三間堂棟由来」の「平太郎住家の段」を鑑賞させる授業を行っている。筆者もこの授業を参観したが、当初、初めて聞く義太夫節の調子に苦笑をこらえていた子ども達が、何度も繰返し聴取するうちに、次第に小さく口ずさみ始める様子が見られた。江田教諭のこの実践の参観は、本論で提案する視覚から入り、三業一軀の文楽の面白さを体感させるという授業案を考えるにあたって示唆的なものであった。なお、この授業実践については、以下の資料参照。江田 司「日本語の魅力~『義太夫節・文楽』が教材に《その1》(ピアノが苦手でも授業はうまくいく!【第19回】)」「教育音楽 小学版』第60巻第10号 2005(平成17)年10月、及び、「《その2》同雑誌 第60巻第11号 2005(平成17)年11月
- 13) 教育芸術社『中学生の音楽 2・3上』2006(平成18)年2月
- 14) 「卅三間堂棟由来」は、若竹笛躬、中邑阿契の合作で五段続きの時代物。1760(宝暦10)年12月、大坂豊竹座で初演。本名題は「祇園女御九重錦」(国立文楽劇場営業課編「国立文楽劇場」公演プログラム(2006(平成18)年1月)より。)
- 15) 本実践では、以下の視覚教材を使用した。『(平成14年度改訂・文部科学省学習指導要領準拠)中学校の音楽鑑賞 9』VILG-50140 「平太郎住家より木遣り音頭の段」はここで12分に編集されている。
- 16) 注14)の公演プログラムより。
- 17) 絵/北出真里 文/松下千恵『おりゅうやなぎ』2001(平成13)年11月 わかやま絵本の会
- 18) 2005(平成17)年度の授業実践の直後には、国立文楽劇場の文楽公演で「平太郎住家より木遣り音頭の段」が上演されたので、履修した学生に紹介し、一部の学生と一緒に観劇する機会も得られた。(国立文楽劇場 平成18年初春公演)
- 19) 「第1学年 A表現(1)イ」『中学校学習指導要領』(1998(平成10)年12月)